

鎌倉初期の公武関係

— 建久年間を中心に —

杉 橋 隆 夫

【要約】 鎌倉幕府創業期をめぐる研究史の上で、比較的研究の累積の少ない建久年間の政治的意義を明らかにしようとして試みた。手始めに大姫入内問題を再検討すると、この計画がもち上ったのは従来の推定時期よりも大分早く、遅くとも建久二年春ごろからであったことが判る。それは文治五年に戦争状態が終結した後、公武間にもたらされた融和的情況の下で、王朝国家の忠実な侍大将に変貌した頼朝の心中に芽生えた抜き難い貴族性の発露であり、この頃から既に兼実と頼朝との協力関係にある種の変調が認められるのである。斯かる頼朝の意識と行動は建久七年の政変を経て止揚されることはなく、頼家に受け継がれ再び正治元年の失政を招いた。このような失政を繰り返す源氏将軍とその側近の動静は、次第に一般御家人の支持を失ない、在地領主勢力を背景とした北条氏の抬頭と鎌倉殿独裁体制の崩壊とを容易にする一方、対朝廷関係に於ける幕府の立場をますます困難なものにしたと考えられる。

史林 五四卷六号 一九七一年一月

はじめに

鎌倉幕府創業期をめぐる研究は、今日まで活発な議論が行なわれてきたが、概ねそれは文治年間以前の時期に集中

的であったといえよう。特に寿永二年(一一八三)十月宣旨、

文治元(一一八五)年のいわゆる「守護・地頭」設置につい

ては非常に高度な研究が累積しながら、それ以後承久の乱迄の期間は前後に比して研究の稀薄さを感じざるを得ない。今後明らかにせねばならぬ問題は多く残されていると思われるのである。

文治五(一一八九)年の奥州藤原氏滅亡によって、治承・寿永以来の戦争状態が終熄した建久年間^①は、着々と鎌倉幕

府の支配強化が進行した時期でもあるが、公武両政権の頂点たる後白河法皇、源頼朝をして「毎事復讐、奮歎」「天下落居之後」と認識させた如く、京都朝廷と鎌倉幕府との関係の一つの転機をもたらしただけでもあった。^②

この頃の京都政界には、後白河法皇・丹後局・源通親などの反幕派勢力と九条兼実・一条能保らの親幕派勢力との対立・抗争がみられ、源頼朝は終始兼実・能保を援助して後白河院政に対抗し、法皇亡きあとも旧院勢力である丹後局・通親らの動きを牽制しようとした、というのがつい最近までの通説であった。ところが近年になって建久七（一九一六）年の兼実失脚の原因は、頼朝が娘の入内を希望したことにあり、そのために通親らの兼実追い落とし計画に同意を与えてしまった事実が明らかにされた。

この事件を頼朝の生涯最大の失敗と評価するのもよい。娘の入内という希望を、彼の貴族的性格の現われと見做し、そこに武家の棟梁の限界をあらためて認識することも、また可能であろう。だがその場合願慮しなければならぬのは、平家・清盛の轍を固く誡めたはずの頼朝が、如何なる公武間の政治的情況の下に斯かる希望を持つに至ったか

ある。頼朝に娘の入内を発意させた契機を、幕府、朝廷関係の変化に求めないだろうかということなのである。

小論は先ず大姫入内問題から筆を起して、鎌倉初期の公武関係に私見の示そうと意図している。

① 長門壇ノ浦の戦いで平氏一門が滅亡し、一旦は頼朝追討の宣言を得た義経・行家の一行が大物浦で四散した文治元年以後、奥州征伐まで大規模な軍事動員は行なわれず、その意味では文治元年に治承以来の内乱状態の一応の区切りを見出すことができる。しかしその後、今度は義経・行家追討宣言を与えられた頼朝の兩名搜索活動は続けられ、そして以前から平氏・義仲らの反頼朝勢力と結んで頼朝に脅威を与えていた奥州藤原氏は、今また「謀叛人」義経を擁して鎌倉に対抗した。その上、秀衡は往日二度にわたって頼朝追討を宣下されていた。頼朝追討宣言自体は、今となつてはその実質的効力を失ってしまったが、とにかく奥州藤原氏が存在する限り頼朝は奥州への軍事的・政治的配慮を怠ることはできず、法皇の再三の催促にも拘らず上落しえなかつたのである。広い意味での戦争状態は依然として継続しており、その全面的終熄はやはり義経の死と奥州藤原氏の滅亡によつてもたらされたと理解したい。

このような解釈は、後述するような公式交渉史上に於ける建久元年の評価にもかかわる問題なので、自明のことながら付記しておいた次第である。

② 吾妻鏡建久元・三・十四、六・廿九各条。上横手雅敬「幕府と京都」〔京都の歴史〕2 中世の明暗 第三章第一節 二二三頁以下参照。

第二章 建久初年の政治過程

—— 大姫入内問題の発端 ——

一

頼朝の娘の入内問題を詳細に論じた赤松俊秀氏は、愚管抄巻第六後鳥羽に、

(建久)
サテ同七年冬ノ比コト共出キニケリ。攝籙臣九條殿ヲイコモ
ラレ給ヌ。關白ヲバ近衛殿ニカヘシナシテ、中宮(皇女)モ内裏ヲ出
デ給ヒヌ。コレハ何事ゾト云ニ、コノ頼朝ガムスメヲ内(大姫)ヘマ
イラセンノ心フカク付テアルヲ、通親ノ大納言ト云人、(後鳥羽)
御メノトナリシ刑部卿三位ヲメニシテ子ドモ生セタルヲ、コ
メヲキタリシヲ、サラニワガムスメマイラセント云文カヨハ
シケリ。^①

とある難解な文章が、兼実の関白罷免の原因は、頼朝が大姫の入内を欲して通親にその旨を消息で打明けたことにある、という意味であることを明らかにされた。そして、頼朝が大姫を後鳥羽天皇の后妃にしようとする真剣に考えるようになった時期については、建久五(一一九四)年八月に一条高能と大姫の縁談が消滅して以後と結論されたのだった。^②

大姫入内計画が、結局丹後局・通親の乗ずるところとなり、兼実失脚の原因となったことを論証したこの赤松氏の考えは、爾来大姫入内問題に関する最も有力な説として今日に至っている。

ところが、玉葉建久二(一一九二)年四月五日条の一節には、次の如き注目すべき記事が見出される。

或人云、頼朝卿女子來十月可入内云々。如、此之大事、只大神宮入幡春日御計也。非人意之成敗者歟。今日已剋聞此事。

最後の「今日已剋聞此事」という言葉に、この情報を耳にした時の兼実の驚愕と狼狽の程を窺い知ることができ、重要なのはこの記載を信ずる限り、建久二月四月には既に大姫入内計画が具体化していて、しかもそれに関して兼実は全く相談に与っていない事実である。建久初年といえ、兼実と頼朝が最も緊密な関係にあったと考えられてきた時期であり、大姫の入内計画から頼朝と兼実の仲が一時疎遠になったことを証明した赤松氏にあっても、そのような理解に変更はなかった。従って前に引用した玉葉の記事は、大姫入内問題は勿論、建久年間を中心とした

公武間の政治過程に対する通説に再検討を迫るものである
と言えよう。

さて右の記事によると、建久二年の四月には既に大姫入
内が十月に予定されるほど具体化していたのであるから、
その計画と折衝は四月以前に始まっていたと考えねばなら
ない。

兼実 は早くから娘任子の入内立后を願っていた。愚管抄
によれば、それは文治三（一一八七）年後鳥羽天皇が八歳、
任子十五歳のころからだという。この頃から兼実は、後白
河法皇の皇女で丹後局の腹の観子と頼朝の娘の存在を気に
かけてはいた。^③しかし文治五（一一八九）年十一月に、任子
は従三位に叙され同時に入内の事も決まった。翌建久元年
正月三日に後鳥羽天皇が元服すると十一日には予定通り任
子入内、更に数日後に女御の宣下があった。四月になると
中宮に冊立されたのである。こうして思惑通りに事を進め
た兼実は、以後ひたすら皇子の誕生を願ったのであるが、
十一月上旬ごろになると、任子のライバルとしてマークし
ていた観子内親王に院号宣下の議がもち上った。兼実は初
め、これを、観子の入内を容易にする為に丹後局らによつて

投ぜられた布石の一つではないかと考え、それだけに中宮
任子の地位への影響を恐れた、という解釈もあるが、私の
理解は異なる。一旦女院号を与えられた女性が入内した例
は過去に無く、観子が女院を号することは、即ち彼女の入
内を不可能にする意味を持つからである。兼実自身の意
味を充分に意識していて、丹後局が観子の院号宣下を希望
しているけれども奏聞に憚りがあるので、貴方から発言し
て欲しいという右大臣兼雅の風諫に対して、自分にもその
恐れはある、「且是似被妨后位之故也」と答えている。
中宮任子の地位への影響を兼実が心配したとする説は、
「后位」を任子の中宮としての地位と解釈していると思わ
れるが、私は観子の后位への道と考える。つまり兼実は、
自分がその由を奏聞するのは、恰も観子の入内が妨害され
るようでもあり、憚られることだと返事しているのである。
表面上一応右のように答えたものの、観子の院号宣下自体、
兼実にとって都合の悪かろうはずはない。「誠天之助也、
中宮之御運也」とは、この話を聞いた時の兼実の偽らざる
感想であった。確かに、皇后・国母でもない女性の院号宣
下は観子を以て嚆矢とし、その点万事先例に口喧しい兼実

は苦々しく感じてはいたが、現在の力関係からして已むをえないことでもあり、何よりそれによって中宮任子の地位が安定し、強敵が排除される結果になるのである。敢えて反対する必要はなく、却って望ましいものだったと言えよう。結局、彼自らこの件を執奏したが、それは兼雅の風諫に従ったものであることを強調した後に、「爲後日記」之とわざわざ日記に書き入れているのは、逆に兼実の方に積極的意図があった事実を推測させるのである。⁵⁾

親子内親王は後鳥羽天皇の叔母にあたり、その入内は不倫とする声も一部にあったのだろう。やがて建久二(一一九一)年六月に親子は宣陽門院と号し、生母丹後局・高階栄子は従二位に昇って、兼実の希望は成就することになるが、頼朝が入京したのは丁度建久元(一一九〇)年十一月七日のことだった。中宮任子に皇子の誕生を望み、次期天皇の外祖たらんとして、それを確実にする為には親子内親王を女院に祭り上げようと願う兼実に対して、頼朝はどのような態度で接したであろうか、極めて興味深い。

今度の上洛中、兼実と頼朝は十一月九日と十二月十一日の二度にわたって対談する機会を得たが、頼朝の語った言

葉の大略は玉葉に記し残されている。周知の史料ではあるが、論の展開上大いに関心が寄せられるので、煩を厭わず以下に引用することにした。

(十一月)九日(中略)調頼朝卿。所示之事等、依八幡御詫宣、一向奉歸君事、可守百王云々。是指帝王也。仍當今御事、無雙可奉仰之。然者、當時法皇執天下政一給。仍先奉歸法皇也。天子ハ如春宮也。法皇御萬歲之後、又可奉歸主上。當時モ全非疎略云々。又下官邊事、外相雖表疎遠之由、其實全無疎簡。深有存旨。依恐山之間、故示疎略之趣也云々。又天下遂可直立。當今幼年御、尊下又餘算猶遙。頼朝又有運バ、政何不反淳素哉。當時ハ偏奉任法皇之間、萬事不可叶云々。而所示之旨、太甚深也。又云、義朝遊罪、是依恐王命也。依逆雖亡其身、彼忠又不空。仍頼朝已爲朝大將軍也云々。

(十二月)十一日(中略)今日前大將參内。余調之。前將軍示事等、天下政忽可直立之由、全不見給。然而、御申之所、及不可懈緩云々。又世間事、將來までも不可有不審。聞巷説、定不可被信用。巨細雖多不能具記也。

この頼朝の言葉は、年来の盟友兼実に対してその抱負を語り、相互に助けあって後白河院に対抗して行こうという

決意を述べたものと理解するのが普通である。建久初年の兼実と頼朝が極めて堅い同盟関係にあったとする通説は、このような解釈の上に成立している。既に上横手雅敬氏は、斯かる通説的理解と異なる氏独自の見解を公表されている⁷⁾が、私も頼朝の話の内容を自分なりにやや詳しく検討してみたい。

前引の記載から従来通りの解釈を導こうとする場合、まず第一に奇異に感じられるのは、「當時ハ偏奉^レ任^レ法皇之間、萬事不可^レ叶」と述べ、専ら法皇の死後に期待を繋ぐというごく消極的な姿勢しか、頼朝は示していないことである。かつて兼実以下十人の議奏公卿を指名し、「縱雖^レ被^レ下^レ勅宣院宣^レ事候、爲^レ朝爲^レ世可^レ及^レ違亂端^レ之^レ事者、再三可^レ令^レ覆奏^レ給^レ候也⁸⁾」と彼らに申し入れた積極性は既に放棄されてしまっている。更に、少なくとも外見上頼朝と兼実の間は疎遠であり、そのことが世評に上るまでになっている事実を頼朝自身認めていること、そして政治向きが急変するものではない、氣長に待ちましよう⁹⁾と兼実に釘を刺していることは注意する必要がある。兼実も一応「所^レ示之旨、太甚深也」と記してはいるが、頼朝の話の内容は決し

て彼に満足感を与えるものではなかった。兼実が「不審」に感ずる事柄は現実には存在していたのである。兼実自身の意識が奈辺に存しようとも、頼朝の支持があつてこそ、彼は内覧であり摂政でありえたのである¹⁰⁾。頼朝は法皇への聞えを憚かつて疎遠を装うのだと言うけれども、兼実を内覧ついで摂政に推挙した頼朝の行為は、世間周知の事実ではないか。文治二(一一八六)年三月摂政・氏長者は基通から兼実に替つたが、基通は院の保護を後楯に摂政家領を手放さなかつた。頼朝は院近臣大江公朝等を通じて、摂政家領を分割して兼実に与えるよう法皇に申し入れた¹¹⁾。その頼朝が、院への配慮から今更疎遠を装つてみても、政治的效果には疑問がある。むしろ兼実との距離は一時に比べて實際に少しく後退したものになってきたのではあるまいか。文治初年頃、頼朝と兼実の間に頻繁に書簡の往復があつたことは、玉葉の記事からも窺えるが、それも最近は跡絶えがちになっている。頼朝が大姫の入内を計画することは、娘任子に皇子の誕生を期待し、ライバルの出現を恐れ、大姫をも警戒していた兼実に対する裏切り以外の何ものでもない。頼朝が兼実に語つたこの言葉は従来解釈とは別に、

やがて開始するであろう或は既に行ないつつある兼実への背信行為に対する頼朝の言訳であり、伏線であったと思われるのである。

それでは、事ある毎に兼実を押え、ついには彼をして「天氣猶無和顔^①者、安穩休退、專所^②庶幾也^③」と嘆息せしめた法皇とその側近勢力に対して、上洛中の頼朝は如何なる態度を以て接したのであろうか。

十一月七日に六波羅邸に到着した頼朝は、翌々日参院して法皇に謁見し、同じ日権大納言に任じられた。十三日に院に砂金八百兩・鶯羽二櫃・馬百匹という歴大な贈物をし、十六日には丹後局にも桑糸・紺絹合わせて三百疋を贈っている。十二月五日院司吉田経房にも馬を贈った^④。頼朝が右大将を兼ねたのは十一月二十四日であったが、この時の上卿は源通親であった。右大将拝賀の際の番長・随兵以下裝束に至るまで、全て後白河院が調べ下したのだった。頼朝もこのような手厚いもてなしに答えてか、近国の地頭で濫妨を致す者の停止を院に申請したり、院宣を奉じて伊賀国山田郡内の袖の地頭職を停止して、東大寺造営に従事する陳和卿にさり進めてもいる^⑤。この間屢々参院して法皇と対

面した。十一月十九日には一条能保と共に談合数刻に及び、二十三日は終日御前にあって語り合い、同時に丹後局にも多くの物品を進上した。やがて十二月中旬京都を発して鎌倉への帰途にいたが、それに先立って丹後局は頼朝に餞別を与えている^⑥。

以上に概観した頼朝の行動に、「日本國第一之大天狗^⑦」と法皇を罵った昔日の面影はない。そこには上横手雅敬氏が言われるように、「王朝国家の恭順な侍大将に變貌した」頼朝の姿が認められるだけである。法皇と頼朝の間に横たわる焦眉の争点は、義経の死と奥州征伐によって消滅し、今や公武関係は一つの転機を迎えていたのである^⑧。頼朝が皇室に対して崇敬の念を抱いていたことは、古くから指摘されている。文治四(一一八八)年に頼朝の進言によって着手された六条殿の修造は、その年の内に完成し、後白河法皇は頼朝の功を賞した。その報を受けた頼朝は「九歡喜之涙難抑。此仰、偏陰德之所致歎」「爲^⑨公私眉目^⑩歎」と、いたく感激喜悅している。法皇御所の修造を頼朝が上申すること自体、文治末年には院との対立が緩和されつつあることの証左でもあるが、法皇の謝辞に接した頼朝の態度は、

彼の朝廷に対する意識の本質をよく示しているといえよう。だが、そのような意識は、平家、義仲、義経・行家、そして奥州藤原氏と相次いで戦争を継続しなければならぬ時期にあつては、在地領主層を己れが麾下に繋ぎとめておく必要からも、又院とその政治勢力への対応という点からも、様々な形で規制を受けざるをえない。奥州征伐の完了は、斯かる頼朝の思想が、そのまま公武交渉の上に現われる彼の態度として具現化される条件を大きく広げたものと理解したのである。

頼朝が自分に語つた言葉といい、このような院勢力に対する態度といい、兼実はさすがに不安を覚えたものとみえて、日記に次の如く記した。

今日、右大將頼朝、着直衣出仕云々。只參院、不參内。
(白) 日晝出仕、前駈六人云々。^④

今日、前大將乘半部車參院云々。此事如何。然者、大將辭退以前可乘敷。教訓人有若亡敷。前大納言、前大將、乘半部車出仕、未曾聞。是院宣也。勿論々々。^⑤

「只參院、不參内」「是院宣也。勿論々々」——
兼実の嘆きは、頼朝と法皇の接近を詰るが如き韻を耳朶に

残す。しかしこの時、頼朝が自認する彼自身の地位は、兼実に語つた「頼朝已爲朝大將軍也」という言葉がよく示しているように、皇室の藩屏たるにあつたから、兼実の非難も彼にとっては聊かの外れに聞えたことであろう。

以上に述べ來つた頼朝の言動からして、建久元(一一九〇)年末の上洛中に院及びその近臣と接触した折、大姫入内の件が話題に上つたと想定してもおかしくない。少なくとも頼朝が娘の入内の可能性を意識した上で、院や兼実に対したことは確実であろう。翌建久二年六月に頼朝の強い周旋の下に、兼実の息良経と頼朝には姪にあたる一条能保の娘(高能と同母)との結婚が成立した。^⑥ この縁談に関して、頼朝上洛中にも何らかの話し合いが行なわれたと考えられる。

このような事柄に関与する時、同じく年頃の娘を持った頼朝が、その行末を思案しないはずはまずあるまい。ところで大姫入内計画と良経の結婚問題とが、ほぼ並行して進展したらしいことは注意を惹く。即ち建久初年の対朝廷政策は、兼実以下の親幕派公卿を積極的に援助し、後白河院とその近臣勢力の動きを掣肘しようとする従来の基本方針から転じて、とかく円滑を欠く九条・一条両家の縁組みによ

つて廟堂に於ける親幕勢力の安定を計りながらも、同時に大姫入内工作等を通じて院勢力と兼実派とも繋りを保ち深める傾向を辿っている。そこに思わぬ陥穽が待ちうけていたことは後に明らかになるが、このような政治方針の変更は、前に述べた如き頼朝の意識としては至極当然の帰結であつたといえよう。

さて十二月中旬帰還の途についた頼朝は、その年の内二十九日には鎌倉に下着した。以後、大姫の入内計画が具体的に画策されることになつたとみえて、翌二年四月には兼実の耳に入るまでに至つた事實は前述した。「頼朝モ女子アムナリ」という兼実の心配は、杞憂に終らなかつた訳である。頼朝が通親に消息を遣して大姫入内の希望を伝えたのも、建久元年の上洛前後の時期と思われるが、次に明らかにしなければならぬのは、その通親と折衝に当つたのは誰かということである。

- ① 日本古典文学大系本による。二八〇—一頁。以下同。
- ② 赤松「頼朝とその娘」(『続鎌倉仏教の研究』)。
- ③ 以上、愚管抄巻第六後鳥羽、二七五頁。
- ④ 上横手雅敏「幕府と京都」二二六—七頁参照。
- ⑤ 以上、玉葉建久元・十一・四、同建久二・六・廿六条。

なお、親子の院号宣下は、頼朝の上洛によって威圧を感じた反兼実派、院勢力が、八条院を勢力の拠点にしていた兼実派に対抗するために計画されたとする通説的理解は(例えば龍樹『鎌倉時代』下「一六、一四二頁」、玉葉建久元年十一月四日条の記事を無視している。本文で述べた如く、親子に女院号を与える話がでたのは、頼朝入洛以前のことであるし、又本章でやがて明らかになるように、彼の上洛が院とその勢力にとって威圧と映るようなものであつたか否か疑問である。女院宣下の計画は親子の入内が実現しなかつた為の次善策であり、反兼実派勢力の拠点という意味をもつてくるのは、後白河法皇没後、宣陽門院に親子が法皇から長講堂領を譲られて以後のことだと、私は考えている。法皇在世中の反兼実派の結集は後白河院で充分ではないだろうか。もっとも、法皇が将来親子への長講堂領譲与を予定し、八条院と同様に彼女を龐大な荘園群の名義的領有者とする為の準備として、親子の院号宣下が計画されたとも想像され、そこに法皇没後の院勢力の経済的拠点という含みが認められなくもない。しかしいづれにしても、建久元年十一月上旬の女院宣下の動きは、丹後局らの次善策と兼実の当面の利害とが一致した為に表面化したのであり、兼実にとって強く反対すべきものではなかつたのである。

⑥ 『大日本史料』(第四編之三、三一八頁)によつた。

本条に関して、国書刊行会本と『大日本史料』引用部分との間には字句の相違が認められ、特に圈点を付した部分は、国書刊行会本では「□□□祝言」となっている。そこで現存「玉葉」伝本中の最善本と考えられる九条家旧蔵本(現在宮内庁書陵部所蔵)を参照したく思ったが、同書は現在整理中で、一般の閲覧には供されていないため、その機会を得ないでいた。しかし、書陵部の菊地康明氏の御教示を得ることができたのは、幸いであつた。それによると圈点部分は、『大日本

史料」の如く読んで差支えあるまいとのことだった。又それで意味もよく通る。

なお、以下小稿に於て九条家旧蔵本「玉葉」に言及する場合は、全て菊地氏の御教示によつたものである。同氏の御好意に深く感謝する。

⑦ 上横手前掲論文二二五—六頁参照。

⑧ 吾妻鏡文治二・四・卅条。

⑨ 兼実自身の意識としては、永年の望みであつた内覧・摂政の地位を得たのは、頼朝に阿つた結果ではなく、常に出所進退を誤ることのなかつた自身の行動の当然の成果であると考えていたものと思われる。

多賀宗準「藤原兼実について」(『日本歴史』二四六、七、九)参照。

⑩ 玉葉文治二・七・三条他。

⑪ 同右文治二・閏七・三条。

⑫ 以上、吾妻鏡同日各条。

⑬ 以上、吾妻鏡建久元・十一・廿四、廿六、同年十二・一、百鍊抄建久元・十一・廿四、同年十二・一各条。

⑭ 玉葉建久元・十一・廿一条。

⑮ 東大寺要録卷第二所收建久元・十二・二源頼朝下文、同所收建久元年十二月後白河院序下文。

⑯ 以上、吾妻鏡建久元・十一・十九、廿三、同年十二・七各条。

⑰ 玉葉文治元・十一・廿六条。

⑱ 上横手前掲論文二二三、五頁。

⑲ 吾妻鏡文治四・六・九、同年十二・十二、卅各条。

⑳ 玉葉建久元・十二・三条。

㉑ 同右建久元・十二・八条。

こよれり前の十二月四日、頼朝は権大納言、右近衛大将の両職を辭している(吾妻鏡建久元・十二・三条、公卿補任他)。なお、わずか

の期間在任しただけで、頼朝がこの職を去つた理由を、官職に恬淡なるところを示して、法皇や貴族に好感を持たれたのであらうと推定する上横手氏の見解は首肯される(前掲論文二二五頁)。それは、頼朝の任じられる以前に右大将を兼ねていた右大臣兼雅に対して、兼実が「頼朝若可_レ被_レ任_二大将_一、更不_レ可_レ惜」(玉葉建久元・十一・五条)と因果を含めねばならなかつたことを考え合わせると、よく理解でき

る。

⑳ 玉葉建久二・六・二、四、七、廿五、吾妻鏡建久二・六・九、七・

十一各条、愚管抄卷第六後鳥羽、二八四頁。次節註㉑参照。

㉑ 愚管抄卷第六後鳥羽、二七五頁。

二

大姫入内計画が兼実の知るところとなつた建久二(一一九二)年四月五日の数日前に、大江広元が源通親の計らいによつて、その家柄からすれば破格の左衛門大尉檢非違使兼明法博士に任じられているのが、先ず注目される。それに就いて兼実は次のように述べている。

因幡前司中原廣元_{大博士廣季男也}、任_二明法博士_{剩任無}、并左衛門大尉_{上古任大尉、近代頗頼朝腹心也}。此事如何。家已文筆之士也。所_レ期大外記明經博士也。而今之所任驚_二天下之耳目_一。此事通親卿爲_二追從_一加_二風諫_一云々。人縱加_二教訓_一、身自不可_レ用歟。或云、遂可_レ轉_二假負佐_一。是允亮等例也云々。凡

非言語之所_レ及。恐頼朝卿運命欲_レ盡歟。誠是師子中蟲如_レ喰_二師子_一歟。可悲々々。^①

兼実の生涯の政敵であり、「自_レ本狂亂之人^②」とまで憎んでいる通親の計らいによって、頼朝の腹心たる広元が栄官に就くことを、兼実が不快に思うのは当然である。しかし、単に通親の追従にとどまるのなら、広元を「師子中蟲如_レ喰_二師子_一」と罵り、そのような人間を側に置いておくと、「恐頼朝卿運命欲_レ盡」とは余りに激しい言い方ではないだろうか。広元は前年末の頼朝上洛に先立って事前の準備の為に上京し、その後も在京していたものらしい。少なくともこの四月には京都に在った。^③大姫入内に関する通親との具体的折衝は誰が担当したか、今迄全く明らかでなかったが、私は広元が担当したのではないかと考えるのである。勿論この時、兼実がそれを知っていたわけではない。しかし自分の知見の及ばないところで通親と広元が密談を重ねていることは、兼実も薄々感じ取っていたに違いない。その不安が兼実をして斯かる極端な言辞を吐かせたのではなからうか。通親が広元に件の職を贈ったのは、大姫入内がほぼ合意に達した仕上げの意味もあったらしい。大姫の入

内が予定されていた十月、彼女の疾は度を加え婚儀どころではなくな^④って、この話は無期延期となったものであろう。明法博士を辞退するよう頼朝が折節在京中の広元に申し送ったのも、同じ十月の二十日、大姫の病状が悪化して三日後のことだ^⑤った。

これは全くの臆測でしかないが、広元は頼朝の意を体して通親と折衝しただけでなく、むしろ彼自身が大姫入内の計画を発案し、通親に打診した上で、頼朝に提案したということさえ考えられないではない。彼は頼朝の腹心であると同時に、その娘の全てを貴族に嫁がせている事実が示すように、^⑥京都にあつては紛れもない下級貴族の一員であつた。そのような広元が、今や正二位に迄昇つた主人頼朝の娘の入内を考え付いたとしても、決して不思議なことではない。頼朝が通親に送った書状の内容は、このような計画の了承であり、正式に入内工作を通親に依頼する趣旨だったのであるまいか。最早王朝国家の忠実な侍大将に変貌した頼朝にとって、娘の入内は避けるべきものではなかつたし、最も院との対立が深かつた文治元（一一八五）年にさえ議奏公卿に推した通親に、^⑦その斡旋を依頼するのも別に

危険なこととは意識されなかったであろう。まして院との対立もほとんど解消した今、彼に不快の念を抱いていた政敵兼実(まこと)にさえ、「奉公勝(とうこうしょう)等倫(とうりん)、其身爲(そのみかた)才卿(さいけい)」と評された通親の手腕は、十分に期待できるものだったといえよう。もともと通親は兼実の政敵ではあったが、頼朝の政敵ではなかったのである。

しかし広元を明法博士兼左衛門大尉檢非違使に任ずるよう通親が画策したのは、彼が頼朝に秋波を送ったことを直ちに意味しない。頼朝は自分の諒解なしに家人が勝手に任官するのを、厳しく制限したはずである。広元の任官は事前に頼朝の許可を得ていなかったとみえて、明法博士を辞するように命じた頼朝は、「祇候關東之輩、以顯要之官職、恣兼帶不可然」と言っている^⑩。それは大姫入内計画を含めて、広元と通親の個人的提携の証だったのである。この後建久三(一一九二)年二月には、更に左衛門大尉檢非違使の職をも去ることになるが、その時も頼朝が件の官職を辞任するように命じたのに対して、それをためらった広元は頼朝の不興をかうところがあつたらしい。兼実も日記に、「廣元被思(ひろもとあはれ)能將軍(のり)一歟(い)」。是依(よ)廷尉事(ていじ)也。

可然々々^⑪」と記しているし、吾妻鏡に「廷尉廣元書狀自京都參着。當職既上辭狀。其案文謹献上云々。此支太相(しきたう)叶御意(かたごい)云々^⑫」とあるのも却って事々しく、複雑な背景を想像させる。広元としては通親の折角の厚意を手放したくなかつたのであろう。正治元(一一九〇)年のいわゆる三左衛門事件に関連して、愚管抄が広元は通親の「方人」だと言っているのも、斯かる二人の親しい関係を慈円が承知していたことを物語っている^⑬。

大姫入内計画の件は、肝心の本人の健康が思わしくなくては如何ともし難く、当分沙汰止みの状態になつたらしいが、それを巡って通親と広元は益々親しい関係になり、頼朝も意識の上でも行動の上でも、皇室の藩屏の地位に安住してしまつた。建久二(一一九一)年の暮に法住寺殿の修理が完成して、法皇御移徙の儀が盛大に行なわれたが、その修造は親能・広元等を総責任者として頼朝が二月ごろから請負つたものであつた。この時も頼朝は法皇と丹後局に多大な贈物を献上したし、法皇も広元と親能の兩人を召して銀剣を賜わり、その功を賞した^⑭。頼朝のこうした法皇への相も変らぬ忠勤と、その側近への接近は、丹後局や通親

を勢いづける反面、兼実の京都政界に於ける地位を益々孤立に追い遣った。この頃兼実は「無權之執政、孤隨之攝籙、薄氷欲破。虎尾可踏。半死々々。又聞、通親卿如例、致種々讒奏」と日記に記して、その孤立無援を嘆いている。彼の地位は極めて不安定なものだったのである。

ところが間もなく、長い不遇に忍従した兼実にも一つの幸運が訪れた。後白河法皇の死であった。

清盛、義仲そして頼朝と新しい勢力と対抗し、時にはこれに屈して一時的に政務から退くことがあっても、最後までデイスポットとして政界に君臨した後白河法皇も、建久三(一一九二)年三月十三日遂に六条殿に崩じた。「若叡心有欲果遂事者、敢不拘人之制法、必遂之」と評された法皇とやたらと故事先例にやかましく謹厳実直な兼実とは、生来肌が合わず、まして法皇に永い間苦汗を嘗めさせられてきた兼実にとって、法皇の死は願ってもないことだった。その死を記した日の玉葉には「天下皆愁之。况朝暮狎德之類哉。海内悉傷、况名利飽之恩之輩哉」と、法皇の近臣を嘲る不謹慎な言葉が書き残されている。また、生

前の法皇が勝賢僧正に預け置いた由緒ある如意宝珠を、法皇没後直ちに取り返して宮中に安置した兼実の行為には、妻まじいばかりの故法皇への反感がよみとれるのである。

思えば文治元(一一八五)年内覧、翌年摂政の地位を得て以後も、重くのしかかって兼実を苦しめてきた院政の圧力から解き放されて、名実ともに閑白として権柄を行使する条件が、ようやくここに熟したのである。こうなると頼朝の方としても、今やその支柱を失った丹後局・通親などの旧院勢力に対する過度の接近は得策ではない。大姫入内の計画もその後沙汰止みの状態になっているし、本人の健康が依然として勝れぬ以上、さして急ぐことでもない。法皇没後の京都政界の混乱が落着くまで事態を静観するつもりであったらしい。後白河院危篤の報に接して急遽上洛させていた広元^⑬、京都の諸勢力からの頼朝への働掛けには関与しないよう重々意を含めている。また既述したように、頼朝の強い指示によって、広元が左衛門大尉檢非違使の官職を去ったのは、法皇が既に重体になっていたときで、逝去する直前のことだった。これは従来黙認し、むしろ利用してきた広元と通親の親密な関係に、法皇の死去を予測した

頼朝が、一種の歯止めを付したものと理解される。尤も広元と通親の關係からして、今度の上洛中にも二人の間に何回かの個人的談合が持たれたであろうことは容易に想像されるが、それと頼朝の意図とが別問題であるのはいう迄もない。

結局、当然のことながら朝廷の政は兼実が主導することになった。後白河臨終の直前に、近臣達があわてて院の分国播磨・備前などに新立した莊園を兼実は顛倒したし、成経・実教などの院の近臣が分不相応の地位に就いていたのを、建久四（一一九三）年末罷めさしましたが、これは皆頼朝の「マ引」を得て兼実が実行したものである。又かつて後白河法皇の知行国であった播磨・備前兩國の国務は、同じ建久四年の四月にそれぞれ東寺・東大寺造営料として文覚・重源の管掌に委ねられた。慈円は、後白河没後「殿下、カマ倉の將軍仰せ合ツ、世ノ御政ハアリケリ」という状況だったと述べて、これをその最初の例として挙げているが、それが建久四年に入ってから的事象だったことは注目される。成経らの宰相中将解官は前に述べたように同年暮のことであったし、播磨・備前の莊園顛倒の時期は確言し

えないが、兩國が文覚・重源に付されたのとほぼ同じ頃と考えられる。院との対立感情もそれほど深刻でなくなった頼朝にとって、法皇の死は兼実が思うほど狂喜すべきものではなかったのである。従来行掛かりからしても、兼実と丹後局・通親らの旧院勢力とが対立抗争を続けるのは当然だが、その争いに利用されるのは頼朝には迷惑だった。

建久三（一一九二）年十一月兼実が弟の慈円を天台座主に補そうとして、頼朝に諒解を求めたのに対して、「如（下イ）此事不（下イ）知子細、只左右可（下イ）在御定」と答えてこの問題に深入りするのを避けた。しかし斯かる問題にまで、いちいち同意を求め来る兼実が朝廷に権力を振うのは頼朝にも好都合であった。やがて両者の關係はほとんど文治初年の旧に復したと思えるが、その御共に苦しめられた後白河院政が既に消滅してしまっている点では、その折とは多少事情を異にする。殊に今や王朝國家の侍大將の地位を自認する頼朝だったから、政治レベルで兼実との親密な協力關係を回復した事實は了承されるとしても、意識の深淵までもとに復したかどうか疑問が残る。兼実の方としても、去る建久二年、自分には全く相談もなく頼朝が大姫入内を画策してい

るのを知った時の疑惑の念は、そう簡単に忘れ去ることはできなかったに違いない。このように考えてくると、後白河法皇死後の頼朝と兼実が「仰合せツム」政治を行なったという愚管抄の記載は、公武の協調と撰録政治とに政治理想を主張した、ほかならぬ慈円の認識であったことを思い合わして、いくぶん割引いて考える必要があるとはいえないろうか。頼朝は兼実と連絡をとって、その施策に同意を与えつつも、一方で宣陽門院御所の警備に畿内近国御家人を充てるなどして——それは朝廷の侍大将として当然の務めではあるが——、旧院勢力との接触も怠らなかつたのである。

このようにその奥底に多少の危惧を残さないでもない頼朝との関係を余所に、兼実は今や得意の絶頂にあつた。建久三年秋の一夜中宮任子の邸で催された歌会に、

これこそのおもひしごとくよをばへん

あきのみやにて月をみるかな

と詠んだ兼実の満足感は察して余りある。更に建久五（一九四）年九月興福寺供養の前日に兼実は春日詣をしたが、それは盛大を極めたもので、慈円でさえ「アマリナル事ナ

リト人思ケリ」と記している。兼実の胸中に去来したものは、道長の栄華への追憶であつたことだろう。

兼実が道長の時代に想いを馳せ、この世の春を謳歌している時、丹後局・通親などの旧院勢力は壊滅することなく生き続け、やがて兼実の幸福感を一時の夢と打砕く存在となつて、再び彼の前に現われるのである。

以上、建久初年には頼朝と後白河院との対立はさして深刻なものではなくなり、頼朝は大姫の入内を欲して、その工作を通親に依頼したことから、反後白河院政という立場を最大の共通利益とした兼実との同盟関係に多少の齟齬を生じるようになったこと、大江広元などの頼朝側近官僚は頼朝の政治方針の変更に同意しただけでなく、むしろ積極的にそれを推進したこと、従つて後白河法皇の死後、文治初年の旧に復したかにみえた兼実と頼朝との関係も、その奥底には猶不安定な要素を内包したものであつたことなどを明らかにした。このような底流を持つ朝幕関係は、以後どのような展開を遂げるであろうか。その経過は次章で論ずることにする。

① 玉葉建久二・四・一条。

② 同右建久二・三・廿八条。

③ 広元は建久元年九月に鎌倉を立ち、上洛してきた頼朝の一行を六波羅新邸に迎えた（吾妻鏡建久元・九・廿一、十一・七条。さて、今とくに関心が持たれる建久二年三月下旬―四月上旬に就いては、広元が京都より送った飛脚が四月五日に鎌倉に参着したこと、同月二十日の賀茂祭に供奉したことが知られ（同上建久二・四・五、五・十二条）、当時、京・鎌倉間は普通には行程十日前後を要し、速飛脚でも四・五日はかかったから、この時期の広元在京はまず動かない。次に、これ以前頼朝が鎌倉に帰還して以後、吾妻鏡に広元の名が見えるのは、政所吉書始を記した建久二年正月十五日条に一例存するのみであり、しかもこれは政所・問注所以下の職員を列記した中に載っているのだから、広元が鎌倉に帰ったことの証拠たりえない。更に、下諏訪神社文書建久二年二月廿一日前右大將家政所下文を見てみよう。同文書は一般に、頼朝が発給した現存の政所下文としては最も古いものと言われ、佐藤進一氏の近著『古文書学入門』（二二三―五頁）に於てもそのように扱われているが、そこに政所別当たる広元は加判していない。相田二郎『日本の古文書 下』（九五―六頁）に引用されているところでは、広元の花押が存在することになっているけれども、諏訪大社下社所蔵の原本に花押は認められないのである。因みにこの文書の写真は、坂本太郎・宝月圭吾監修『信濃史料 第三卷』の巻頭、石井進『日本の歴史7 鎌倉幕府』（一九七頁）等に掲載されている。

以上のような事実を見る限り、頼朝の上洛に先んじて入京した広元は、頼朝が鎌倉に下向する際に同行せず、そのまま京都に留まって四月に至ったものと推定するのが妥当のように思える。ところが玉葉建久二年六月二日条は次のような記事を載せていて、右の推定に猶検討の余地を残しているのである。

此日_レ以使者_二大將迎_レ婦之儀、猶不可_レ然。隨又無_レ其家、力不及_レ之由、示_二遣能保卿之許_一。返報云、去夜自_レ關東_二此間事、偏可_レ隨、殿下御定_レ之由申送候。仍於_レ今者、可_レ奉_レ迎_二大將_一也。進_レ娘之儀、不可_レ候云々（日來、頼朝卿可_レ進_レ娘、不可_レ奉_レ迎_レ之由依_レ令_レ申、力不及_レ之由、彼卿再三_レ之。然而近例皆不快。加之、當時事體頗懦弱。仍廣_レ元_レ下_レ向_レ之次、示_二遣子細於頼朝卿之許_一。仍聞_二被_レ子細_一、諷_二諫能保歎_一。最神妙也）。

ここで問題にしなければならないのは、「広元下向」の時期である。能保の返報によれば、良経の結婚問題に関して頼朝から書状が届いたのは「去夜」のことであり、兼実は頼朝の手紙を、広元に託して自分が関東に言い送った件への反応と理解しているのだから、「広元下向」はつい最近、即ち六月二日からそれほど遡らない頃と考えられる。また、兼実は上洛中の頼朝と話合う機会を持っている事実、そして良経の結婚問題の進行度からしても、ここに言う広元の鎌倉下向を頼朝上洛以前の時期に於けるものとは判断し難い。従って、広元は頼朝が鎌倉下向する際に随行しなかったという前の推定は動かないにしても、それ以後六月迄の間に一度鎌倉に帰っていることも確実なのである。それが四月下旬以後であれば問題はない。玉葉に記す限りの経緯からすればそのように考えるのが自然であるが、吾妻鏡によると五月二日、十二日に広元からの飛脚が鎌倉に着き、十二日は京都の広元宛に鎌倉からの返書が発せられていて（同日条）、少なくとも五月中旬までは引き続き広元は在京していたと考えられる。一方、前に述べた京・鎌倉の往還に要する日数を顧慮すると、玉葉に見える頼朝書状が能保の許に、五月末―六月一日の間にもたらされる為には、広元の出京は遅くとも五月十一十五日ごろでなければならず、吾妻鏡の記載とわずかに抵触しないでもない。京・鎌倉に要する日教という点では、

広元の下向を三月下旬以前とした方がよさそうに思うのだが、その場合今度は頼朝の消息が能保に遣わされる迄に時間が掛かり過ぎるのは不審である。

このように広元が兼実の伝言を得て鎌倉に下向した時期に就いては決め手を欠き詳らかでないが、よしんばそれが三月下旬以前頼朝帰還以後だとしても、その間広元は鎌倉に於て政治に参与した足跡を吾妻鏡に残しておらず、すぐさま帰京して活動の重点を京都に置いていたものと考えられる。

なお、広元が頼朝に随行せず京都に留まった理由の一つには、法住寺殿造営奉行のこともあったと思われる(本文二二頁参照)。

- ④ 吾妻鏡建久二・十・十七条。
- ⑤ 同右建久二・十・廿条。

⑥ 尊卑分脉第四篇大江氏、江氏家譜他。

⑦ 吾妻鏡文治元・十二・六、玉葉同年十二・廿七、吉記同日各条。

⑧ 玉葉文治二・十・三条。

但しこれは後白河法皇の詰問に対する兼実の答えの中に述べられた言葉であり、その点ある程度割引いて考える必要はある。

⑨ 註⑤に同じ。

⑩ 玉葉建久三・五・二条。

⑪ 建久三・三・二条。

⑫ 愚管抄卷第六土御門、二八四頁。

大江広元の嫡男親広が一時源姓を称した事実は、吾妻鏡や幕府政所下文の記載からも確かめられるが、その由来は江氏家譜によると、親広が源通親の猶子になったことにあるという。ところがこれには異説があって、安中坊系譜では外祖父源仁綱の後を統いで源姓を名乗ったと記している。両書とも良質の史料とは言い難く、実際に親広が通親

の猶子となったか否か検討の余地があるが、かりに事実でなかったにしてもそのような説が行なわれるようになった前提には、やはり広元と通親の親しい関係が存在していたと理解されるのである。

このような広元と通親の親密な関係は、単に大姫入内計画を廻る両者の接触によってのみ培われた、と考えるのはいかにも不自然ではないだろうか。それによって、より親密度を増したであろうことは容易に承されるが、それ以前の時期に於ても両者はある程度の繋りを保っていたのではないだろうか。広元が頼朝の招きによって幕府政治に参与するようになる以前の京都貴族社会で、通親と接触があった可能性は否定しえないものがある。大姫入内計画の発案者は広元で、通親に打診した上で頼朝にそのことを提案したのではないかという前述の推測は、実は斯かる理解とかわり合って生まれている。

⑬ 以上、吾妻鏡建久二・二・廿一、十・一、十・十、十二・廿四、玉葉建久二・十二・十六、百鍊抄建久二・十二・十七各条。

但し、新訂増補国史大系『吾妻鏡』によると、二月廿二日条は「(上略)又法性寺殿造営所課事被仰所々」となっている。しかし右書と同じく北条本を底本とした慶長十年活字本及び旧輯国史大系本、更に吉川本等は何れも「法住寺殿」として、前後の事情を併わせ考えるに法住寺と解するのが妥当と思われる。

⑭ 玉葉建久二・十一・五条。

⑮ 同右寿永三・三・十六条。

⑯ 建久三・三・十三条。

⑰ 玉葉建久三・四・八、明月記同月十日条。

⑱ 広元は建久二年二月四日に鎌倉を立ち、同月十三日夜入京した(吾妻鏡二月四、廿二条)。

⑲ 頼朝に連絡したいことがあるので、その使をするように兼実が依頼

したのに対して、広元は「今度一向不可入如、此事中之由將軍誠也。上洛之後、又以書札、重以有嚴密之命等」としてこれを断っている（玉葉建久三・五・二条）。「如此事」が具体的に何を指すのか確証はできないが、概ね本文の如く解釈して誤らないと思う。

⑳ 愚管抄卷第六後鳥羽、二八一頁。玉葉建久三・二・十七、同四・十二・六条。赤松俊秀、日本古典文学大系『愚管抄』補註六一二四参照。赤松氏の指摘の通り、後白河法皇逝去の時その近臣達が播磨・備前兩國に、大きな莊園を新立しようとしたことを明確に記しているのは、愚管抄だけであるが、玉葉建久三・二・十七条には「北面下鶴等、竝立新立莊」とみえていて、それに多分に関係した記載であろうと思われる。

㉑ 愚管抄卷第六後鳥羽、二七八―九頁。玉葉建久四・四・七―十六条。

㉒ 玉葉建久三・十一・廿八条。

㉓ 吾妻鏡建久四・九・七条。

㉔ 雲葉和歌集九賀歌。

㉕ 愚管抄卷第六後鳥羽、二七九―八〇頁。

㉖ 多賀宗集「九条家の業績」（『金沢文庫研究紀要』七）参照。

第二章 建久末年の政治過程

——頼朝失政の表面化——

一

建久六（一一九五）年二月、頼朝は「御臺所并男女御息等」を伴って二度目の上洛の途についた。その主たる目的は、かねてから非常な熱意を以て援助してきた東大寺再建の供

養に参列するためだった。三月十二日盛大に行なわれた東大寺落慶供養に列席し、再び京都に戻った頼朝が、先ず第一に訪問したのは宣陽門院であった。女院は後白河法皇から、建久二年当時で九十カ所の莊々を数えた歴大な長講堂領を伝領して、その経済力には侮り難いものがあった。生母の丹後局と院庁別当通親は、ここを策源地としていたから、法皇没後の一時期は兼実の得意な様を拱手傍觀せざるをえなかったとはいえ、この頃には再び勢力を回復していた。この年の正月宣陽門院に参賀した兼実は、「太無禮儀」と粗略に扱われた忿懣を日記に記している。

この日頼朝が宣陽門院御所を訪れたのは、女院に謁することは勿論、その他に丹後局・源通親と会うのも目的の一つであったと思われるが、その限りでは以前から御所警備に御家人を充て、大姫入内に関する経緯もあることだし、さして特筆に値しない。だが頼朝の不可解な行動は以後次第に明らかになる。

三月の末丹後局を六波羅の第に招き、妻や娘を引合わせ、「以銀作蔦篋、納砂金三百兩。以白綾三十端、飭地盤」というけばけばしい贈物をした。丹後局にかなりの品物を

贈ったことは建久元(一一九〇)年末の上洛の時に前例があるが、それにしても今回の豪華さには眼を見張らせるものがある。四月中ごろ、また丹後局は六波羅に赴いて政子やその娘と対面した^⑦。このように頼朝が何度も娘を引合わせ華美な贈物をしているのは、一時は広元と通親の交渉によって具体化したにも拘らず、本人の病弱や法皇の死という思わぬ事件の発生から沙汰止みになっていた大姫入内を、再度推進してもらう為であった。吾妻鏡の言うところによれば、この間の一時期、頼朝夫妻はなかなか実現しない入内を諦めて、いっそのこと一条能保の息高能を大姫の夫に考えたこともあったらしいが、これも現実にはならなかった^⑧。結局、建久初年以來依然として娘の入内を望んでいた頼朝は、東大寺落慶供養の道すがら上京する機会を捕えて、今度は彼自らその仲介を丹後局・通親らの旧院勢力に依頼したのだと考えられる。

丹後局に対するのとは逆に、頼朝の兼実への贈物は馬二匹という貧弱なものだった。兼実は「頼朝卿送馬二疋。甚乏少、爲之如何^⑨」と、その乏しさに首をかしげたが、理由は判らなかつた。話は前後するが、今ここで触れてお

きたいのは、建久五(一一九四)年十月に頼朝が征夷大將軍を辞退したのは、丹後局や通親などの旧院側近勢力への接近の手みやげだったという石井進氏の解釈についてである。氏の理解は、大姫入内の画策が始められたのは建久五年八月以後とする従来の推定時期を前提にしている^⑩。しかし大姫入内問題に限らず、頼朝と旧院勢力の接近が夙に用意されていたことは、小稿に於て既に明らかにしたところでもあり、今更接近云々を論ずる必要はないと思うが、石井氏の「手みやげ」という意味をつぎ詰めて行けば、頼朝が征夷大將軍の職にあることは兼実と頼朝の連帯の象徴であり、それが丹後局・通親には不快だったことになる。とすればこの職の辞退は、頼朝と兼実の提携に水をさす意味を持つてくる。それなら約半歳も前から、自分の折角の心尽しを返上しようという頼朝の明確な背信行為に接しながらもなお、貧弱な贈物の真意を忖度しかねている兼実の心理は、私にはとうてい理解できないのである。この問題を含めて、頼朝と征夷大將軍をめぐる諸種の問題に関する私見は別に公表の機会を考えているので、詳細はその場に譲ることにしたいが、頼朝の征夷大將軍就任に兼実のプレゼントとい

った意味はなく、また建久五年十月という辞任の時期も偶然でしかないと思はれている。それ故兼実も、頼朝の貧弱な贈物を不審には思っても、その真意迄は測りかねていたのである。

しかし頼朝が兼実を露骨に忌避し始めたことは間もなく明らかになった。丹後局が二度目に六波羅を訪れた四月十七日は、兼実が閑白として初めて賀茂社参をする予定になっていたが、頼朝は自身でその行列を見物しなかったのみならず、家人の見物さえ禁止した^⑩。続いて二十一日宣陽門院に祇候した頼朝は、かつて兼実に同意を与えて顛倒した長講堂領七カ荘の復活を上申し、二十四日にはそのことが公表されたのである^⑪。こうして上洛中兼実の政敵ばかりと親しく交わった頼朝は、在京四カ月程で下向したが、愚管抄には、

内裏ニテ又たび／＼^(兼実)殿下見参シツ、アリケリ。コノたびハ萬ヲボツカナクヤアリケム、六月廿五日ホドナクダリニケリ。^⑫

とみえて、兼実との会談に何の収穫もなかったことが知られる^⑬。

斯かる上洛中の頼朝の行動は、後白河法皇没後、旧に復

した兼実との政治的提携が、所詮砂上の楼閣でしかなかったことを見事に示してみせた。しかしここまで頼朝が兼実を忌避した原因は、大姫入内を丹後局らに再び仲介してもらうには兼実に冷淡な態度をとって、丹後局らの歓心を買う必要があったからだとだけ考えるのはいかにも苦しい。何故なら入内の問題は今に始まったことではないからである。赤松氏が、頼朝が鎌倉に帰ってから開始されたと推定されている、丹後局・通親らの兼実失脚計画^⑭について、愚管抄は次のように記している。

(頼朝の同意を得て、兼実が播磨・備前等の新立莊園を顛倒し、成経らの宰相中将の官を罷めさせたことを述べたあと)
カヤウノ事ヲ淨土寺ノ二位モトガメテ、梶井ノ宮ニサ、ヤキツ、通親ヲモ云ヒス、ムルナリケリ。^(後鳥羽天皇)内ノ御氣色ヲウカ、フニ、又イタフ事ウルハンクテ、善政ノトノミ云テ、御遊ドモハ、カラシクヲボシメシケンヲモ見マイラセテ、コ、ニテハ頼朝ガ氣色カウト申、關東ヘハ君ノ御氣色ワロク候ト云テ、ヲモテ何トナクシ成シテ、又一定ヲトハンヨリハ、兩方ニ會尺マウクル由ノ案ドモニテ、コレハサダマレル奇謀ノナラヒナレバ、カクシテ又佛神ノ加護モエアルマジキ時イタ

リニケレバ、^(建久)同七年ノ十一月廿三日ニ、^(在子)中宮ハ八條院ヘイデ
給ヒニケリ。^④

確かに前後の文章、本文の文脈からしても、丹後局や通親らの奇謀が廻らされ始めたのは、建久七(一一九六)年十一月に中宮任子が内裏を退出し、兼実が関白を罷免された時点からそう遡らない時期であったように、一見よみとれる。しかし丹後局が通親や、当時局と密通の風聞があった故後白河法皇々子承仁法親王と結託して策動を開始するに至った直接の動機は、「カヤウノ事」を彼女が不快に思ったからである。「カヤウノ事」とは、その直前に記す新立荘園の否認と成経らの宰相中将罷免を指し、それが建久四(一一九三)年の事件だったことは、既述した通りである。従って、兼実追落しの策謀が始められたのは、それから間もないころ、即ち頼朝第二回目の上洛以前の時期にかかる事象だったと推定して良いのではなからうか。頼朝が依然として娘の入内を望んでいること、そのために兼実との間に多少気まずい感情が存在したこと等を知っていた丹後局や通親は、後鳥羽天皇には頼朝・兼実の疎隔を伝え、頼朝には兼実は天皇に覚えが悪いと言ってやり、頼朝と兼実の

離間に努めたのである。兼実に対する天皇の覚えが良くないと頼朝に吹込むことは、かつて文治二(一一八六)年に院の近習大江公朝が、兼実と後白河法皇は頗る險悪な状態であり、兼実を用いるのは貴方のためにならない、と頼朝に誣告した例もあり、その意味で使い古された手ではあった。文治の時は、反院政・反後白河という立場で頼朝と兼実の利害は一致してもいた。従って頼朝は、広元の上洛の便に付して真偽のほどを確かめたりして、公朝の言は信用されなかった。^⑤だが、今度は受取る頼朝の側の心持ちが以前とは違っていた。既に皇室の侍大将の地位を自認し、しかもそれに娘の入内が絡まっていたから、通親らの言葉は頼朝の心理に充分作用したはずである。今回の上洛中に頼朝のといった兼実に対する冷淡な態度は、局や通親らに自分達の陰謀が効果を發揮しはじめたとの確信を抱かせたに違いない。後はその仕上げと、兼実失脚の条件が熟すのを待てばよかった。

① 吾妻鏡建久六・二・十四条。

② 同右建久六・三・十六条。

③ 島田文書建久二年十月日長講堂領庄々課後注文。

④ 龍崎『鎌倉時代 下』一六、一四二頁。第一章第一節註⑤参照。

- ⑤ 玉葉建久六・正・三条。
 ⑥ 吾妻鏡建久六・三・廿九条。
 ⑦ 同右建久六・四・十七条。
 ⑧ 同右建久五・八・十八条。
 ⑨ 玉葉建久六・四・一条。
 ⑩ 石井進「日本の歴史」⁷ 鎌倉幕府」二三四頁。頼朝の征夷大将軍辭任については、石井良助「鎌倉幕府職制二題」、同「再び『征夷大将軍と頼朝』について」(いづれも『大化改新と鎌倉幕府の成立』所収) 参照。
 ⑪ 註⑦に同じ。
 ⑫ 吾妻鏡建久六・四・廿一、廿四条。
 ⑬ 卷第六後鳥羽、二八〇頁。
 ⑭ 以上の諸点については、赤松「頼朝とその娘」四〇四―六頁参照。
 ⑮ 赤松前註所引論文四〇六―七頁。
 ⑯ 卷第六後鳥羽、二八一―二頁。
 ⑰ 同右二八一頁。
 ⑱ 玉葉文治二・七・十四条。
 ⑲ 同右及び吾妻鏡文治二・六・廿一条参照。

二

建久六(一一九五)年八月十三日、中宮任子が皇女を出産したことは、^①「入内之本意、只在『皇子降誕』^②としてきた兼実をひどく落胆させた。愚管抄は「コノ年八月八日、中宮御産トノシリケリ。イカバカリカハ、御祈前代ニモス

ギタリケリ。サレド皇女ヲウミマイラセラレテ、殿ハ口ヲシクヲボシケリ」と記している。これにひきかえ、通親の妻範子が前夫能円との間に生じた娘在子は、それから三カ月ほどして、後鳥羽天皇の第一皇子為仁を出産した。この後在子は通親の猶子になり、為仁は通親の手許で養育されることになったのである。失意の兼実に対して、通親らはなお一層の自信を以て策略を遂行したであろう。同時に当然のことながら通親は、為仁を次期天皇にと考えたに違いない。明くる建久七年十月十六日、後鳥羽天皇の生母七条院の弟である坊門信清の娘に第二皇子の誕生をみたことは、通親に兼実失脚計画の実行を急がせた。この上、中宮任子に皇子の出産でもあれば、為仁の即位が危うくなるばかりでなく、兼実の罷免計画自体に狂いが生じてくるからである。

これより前、兼実が慈円を四天王寺別当に補そうとしたことに端を發した園城寺衆徒等の鬱陶は、遂に彼らの蜂起を招いて兼実は苦境に立っていた。その余波は十一月に入っても未だ収まらなかつた。^⑤兼実自尊の非を鳴らして、かの失脚を計るには絶好の機会であり、これを通親らが見逃

すはずがない。兼実が関白を解任されるであろうとの噂は、十一月中旬以前から巷間に流布していたが、やがて二十四日未明中宮は内裏を退出し、翌日には上表を待たずして兼実は関白・氏長者を罷免され、彼が侮蔑してやまなかった前摂政基通がこれに替った。弟慈円も天台座主を辞し承仁法親王が後任に就いた。丹後局・通親らの策略は成功し、幕府は多大な犠牲を蒙った。頼朝が源平争乱の苦難の中でかちとり、自ら「今度天下之草創也」と号した文治元年の廟堂肅清策の成果は、一朝にして瓦解したのである。

このいわゆる建久七年の政変の直後、「参九條殿之人、關東將軍成咎。可用心」という噂が囁き交されたことや、最初に引用した愚管抄の記載を考え合わせると、頼朝が兼実の罷免を事前に承知していたようにも思えるが、事の真相は猶詳らかでない。しかし建久六（二九五）年十一月、頼朝は兼実の知行国伊予越智郡地頭職を「殿下依可令領掌給」として停止していること、前述した兼実失脚の少し前に起った園城寺衆徒蜂起の際、頼朝は鶴岡若宮別当円晁を派遣して和解に努めていること、更にこの政変直後、それより前、兼実執政下の朝廷が、頼朝に言い送った件に関

する返書が、京都に届いていること等をみると、やはり頼朝は少なくともこの時期に兼実が関白を解任されることは、予想していなかったと思われる。とまれ斯かる噂が実しやかに語られるほど、頼朝と兼実の間は冷淡なものになっていたのである。

一方で通親は九条家を排斥し、他方では一条能保の一派を優遇して、能保の子高能を参議に、鐸の西園寺公経を蔵人頭に補した。それはこの事件の政治的意味を巧みに韜晦し、頼朝の眼をそらす通親の謀だったと理解するのが普通であり、確かにそういう一面を持っていた。が、それだけではない。私は、意外なことではあるが、一条家が九条家排斥に關して通親に協力、少なくとも中立の立場を維持したことへの論功行賞の意味もあったのではないかと思うのである。長年家司として兼実に親炙した三条長兼は、公経が実に六人もの上臈を超えて蔵人頭に昇任するという殊恩に浴したのは、専ら能保の女婿であったが故であると明言し、「兄公定以行幸賞、雖申四品不許。弟貫首、兄五位職事、頗逆也。先蹤定稀歟」と、この違例の人事に不快の念を示している。

もともと兼実是一条能保を快く思っていなかった。そのような氣配を察してか、建久二(一一九二)年六月に頼朝が強く斡旋して成立した、能保の娘と良経の結婚も、氣位の高い兼実の難色にあって難航した。^⑬かつて能保の娘が近衛基通に嫁す予定であったのを、頼朝が止めさせたという曰くもあり、^⑭それだけに建久初年の頼朝としては、良経の成婚によって一条・九条両家の提携が促進されることを希望していたものと理解されるが、にも拘らず以後も両家の関係はそれほど改善された様子がない。この年の十一月能保の懇望によって、高能を中将に任ずべき議がもち上った時も、兼実はこれに皮肉な対応を示している。^⑮降って建久六(一一九五)年の初め、能保の息尊長は僧綱を望んだが兼実の反対に逢って実現しなかった。ところが政変後天台座主に任じられた承仁法親王の拜堂登山行列に、尊長は法眼として加わっているところを見ると、^⑯これは通親の計らいによって僧綱に任じたものと思われるのである。

このような一条家と九条家のかく円滑を欠く関係に対して、通親が一条家に接近しうる条件は夙に用意されていた。恐らくそれは大姫入内計画の発端からして、一条家も

これに関与していた為ではないかと想像される。というのは、早く文治三(一一八七)年、能保の娘の一人は頼朝の薦めに従って、後鳥羽天皇の乳母になっており、^⑰大姫入内計画について一条家は当然相談に与ったはずである。因みに、通親の妻範子もそれ以前から天皇の乳母として内裏に上っていた。のち建久八(一一九七)年大姫の死報に接した高能が、あわてふためいて鎌倉に下向したという愚管抄の記載^⑱は、一条家が入内問題に関与していた事実を裏付けている。通親は大姫入内をめぐって接触を重ねる中で、その策略の手を九条家とうまくいっていない一条家にも伸ばし、ついに兼実追落しの実行に一条家の諒解をとりつけることに成功したと考えられる。^⑲兼実は二十五日の朝、一条高能を通じて辞任を上奏した。一条家の地位が安泰であることは初めから判っていたのである。二十九日には関白基通の吉書始が行なわれたが、頭右兵衛督高能は藏人方を代表してそれに参与している。以後も通親と高能の親しい関係は続いた。讓位直後の後鳥羽上皇は毎日毎夜遊覧に耽っていたが、^⑳兩人はそろって扈從している。顧みるに、兼実の失脚に伴い、兼実の弟太政大臣兼房は上表致仕し、同じく慈円も

天台座主を辞して吉水に籠居した中であって、兄良通の亡き後九条家の世嗣たる良経が、一応籠居したものの内大臣左大将の地位を保ちえたのは、彼の妻が一条能保の嫡女＝頼朝の姪という結びつきに与るところが大きかったのではないだろうか。

建久七年の政変を招いた主な原因は、確かに、王朝国家の恭順な侍大将になり下がった頼朝の政治的行動や、娘の入内を欲したという、治承・寿永の苦しい戦いの中で鎌倉に幕府を創設した武將らしからぬ望みが、逆に丹後局・通親らに乗ずる隙を与えたことにある。しかし、やたらと気位が高く、故事先例にやかましくて妥協性に乏しく、その上家族や累代の家司などの身内に慈しみ深い代りに、些細な点をも見逃さず他人を批判することの好きな、兼実の政治家としての資質の欠如が、通親らの策略を容易にしたことも否めない事実である。本来ならば自己の地位の安泰を永続するためには、当然助力が必要な一条家の協力を失ったのはその好例である。又いわゆる文治元年末の廟堂肅清の折、頼朝は後白河院々司吉田経房を議奏公卿に加え、これに関東伝奏の役を勤ましめることにした。兼実としても

これから内覧として政務を行なうには、彼の協力は最も必要なものの一つであったはずである。にも拘らず、この頃の兼実の経房評は次のようなものであった。

披見聞書之處、雅賢被任參議。是祖父慈望之上、経房之唇吻云々。大異様事也。経房者、當時卿相之中、頗爲下人_一之由、年來存之。依此事頗見其心操了。雖爲少事、顯心底_二者也。

経房は後に、大納言を望んでその推挙を通親に求めるようになっていた。^② 経房の変節というよりも、兼実の態度のしからしむるところであっただろう。

さて建久八（一一九七）年七月、大姫は長い煩いの末に鎌倉に生涯を閉じ、続いて一条能保も死んだ。^③ 明けて建久九年正月、通親はかねて予定の如く後鳥羽天皇の讓位、猶子在子（後に承明門院）所生の為仁の受禪を実現した。土御門天皇である。通親は院庁別当として、かつまた幼い天皇の外祖父として権柄を振うことになった。^④ 頼朝は幼帝の即位に反対し、後鳥羽天皇の兄である守貞・惟明両親王の内、何れかの即位と中宮任子の再入内を提案したが、結局無視された。^⑤ 同年九月、能保が出家し逝った後朝廷に於ける耳

目の役を一身に担ってきた高能も没して、ここに幕府の朝務介入のルートは完全に失われた。正治元(一一九九)年正月、頼朝は煩悶の中に五十三歳を以て鎌倉に生を終えたが、臨終の床から兼実に通の書状を認めた。「今年必^(心)シヅカニノボリテ世ノ事サタセント思ヒタリケリ。萬ノ事存ノ外ニ候[㊦]」と。この頼朝の言葉には、自分が通親らの策謀にのせられて兼実を失脚させ、朝政改革の成果を自らの手で崩壊させてしまったことへの自責の念と、兼実への心底からの詫びの意味を読みとることができる。頼朝の心中は察して余りあるが、その失敗のそもそもの原因となった、皇室の藩屏の地位に甘んじた自分の言動と娘の入内の件はどうなったのか、私はそれを確かめずにはいられない。

まず第一の問題への解答は、建久九年の冬、朝廷に宛てた頼朝書状に見出すことができる。この書状は、後鳥羽上皇が熊野詣のための御所を造営する目的で、和泉に下向させた国司平宗信とその父親宗の興福寺領荘園に対する狼藉を理由に、同寺が国司・目代の流罪を求めて強訴に及んだ事件に関連してのものであった。頼朝は、斯かる興福寺の所行は「不^(時)願^(時)抄節、不^(時)恐^(時)朝威」もので「衆徒企^(時)參洛

候者、且差遣前駟之武士、可相禦候。猶不^(時)拘^(時)皇威、提及^(時)訴逆^(時)者、頼朝雖^(時)自身、可^(時)馳參^(時)候歟。相禦之間、衆徒之及^(時)合戦^(時)者、不慮之外、致罪出来候歟^㉔と述べていて、自己の失敗の明らかになった今なお、「朝大將軍」として皇室への忠節の念に、如何程の変更もなかったことを示している。

次に第二の問題について触れよう。愚管抄によれば、大姫が死んだ後も頼朝はその妹の乙姫を伴って再々度の上洛を企てていたという^㉔。この娘は三幡と言い尊卑分脈には「蒙^(時)女御宣旨^㉕」と記されている。実際に女御の宣旨が下ったかどうかは疑問だが、吾妻鏡に載せる三幡に関する記事を一々列挙して、これに根拠ありと結論された大森金五郎氏の所説には聴くべきものがある^㉕。頼朝は大姫の死後もひきつづいて乙姫の入内を願っていたことは確実である。

頼朝が後鳥羽天皇の讓位にあたって、「幼主不^(時)甘心^㉖」として為仁の即位に反対した終極的理由は、恐らく院政の再開を阻止することにあっただろう^㉖。だが、相変らず次の娘の入内を欲していた頼朝にとって、後鳥羽天皇の讓位も次期天皇がわずか四歳の幼主であることも、共に不都合なもの

だったのは事実である。彼が為仁の即位に難色を示した理由の一つには、それもあつたと想像される。

従つて死に臨んでの頼朝の悔恨は、廟堂肅清の成果が水泡に帰して、朝政に対する発言の手段を失ってしまったという表面的な事柄に対してのみ向けられたもので、その根本的な原因となつた自己の意識のあり方には何等省みるところがなかつたといえよう。

頼朝の訃報は京都の政界にも影響を与えた。世にいう三左衛門の通親襲撃未遂事件がそれである。愚管抄はこれについて、高能亡き後の通親の一条家冷遇を、その遺臣後藤基清ら三人の左衛門尉が憤つて襲撃を企てたかのように記しているが、若しこの謀議が突在したとしても、その首魁は能保の妻のいとこ源隆保であつたらしい節もあり、真偽のほどは定かでない。通親のフレームアップであつた可能性も充分にあるが、とにかくこの混乱の中で三左衛門は二月十四日、頼家の雑色に捕縛されて院に引渡され、次いで西園寺公経、源隆保らの能保の近親者は出仕を止められ、能保のいとこで院の「無双近習」といわれた藤原保家も難を免れえなかつた。文覚も検非違使庁の監視下におかれた。

こうしてかつて頼朝と係りのあつた人々は、全く朝廷から締め出されたのである。

建久七年の政変による頼朝の失敗を更に上塗りして、その総仕上げを意味するこの事件に、幕府はただ拱手傍観するのみだったというのなら話は判るが、それどころか通親は幕府の支援の下にこれらの人々を京都政界から放逐したのである。かねて親しい関係にあつた大江広元を通じて、通親は頼家に働きかけ、右の人々のその後の処分は、この事件の為に上洛してきた中原親能と協議して決められた。幕府にとって決して有利な結果をもたらすはずのないこの処分に頼家が協力したのは、直接的には、頼朝の死後間髪を入れずに彼に諸国惣守護権を与え、それに相応しい左中將の官につけるといふ通親の謀計によるものだった。それは反通親の動きを反國家的なものとし、その策動を鎮圧する義務を頼家に押しつけたことを意味するからである。だが、頼朝が真に建久七年の失政の原因を悟っていたら、幕府・頼家もその批判の上に立っていたとしたら、彼の術中に二度と陥ることはなかつたであろう。しかし現実はそのようではなかつた。頼家も幕府官僚も三幡が天皇家に嫁すことを望み、

それを是認していた^⑩。そこに通親を支援せざるをえない根本的な弱みがあったとは考えられないだろうか。幕府がこの事件の際に上洛させて通親に協力させた親能は、他でもない三幡の乳母の夫であった^⑪。京都政界の騒動も一段落した三月末、頼家は皇大神宮領遠江・尾張・参河諸国六カ荘の地頭職を「依有^⑫殊御宿願」って停止し、五月には参河国内二カ所の御厨地頭職を同宮に寄進した^⑬。折節重病に臥せていた妹の本復と、婚儀の実現を祈ったものであろう^⑭。頼家の「御宿願」とはこのことを指している。その甲斐もなく、やがて六月三十日、三幡は姉の如く永く煩った末に天逝した^⑮。

頼朝の二人の娘の入内計画を廻って、通親は利用しうるものは最大限に利用した。幕府の得たものは、朝政への発言が完全に閉ざされてしまいその回復を期す術もないという現実のみであった。やがて九条家もそして一条家も、後鳥羽院政下に於ける忠実な廷臣に変貌し、幕府とは何の協力関係もない存在になった。幕府が以後次第に困難な立場に立たされるであろうことは、誰の目にも明らかだったといえよう。

第一章で明らかにした頼朝の意識と言動は、通親らの策謀に容易に利用されて、遂には建久七年の政変を招き、幕府は多大な犠牲を蒙った。頼朝はその犠牲にこそ気付いたが、そもその原因となった自己の意識と政治方針に迄は、遑って省みることはできなかった。頼朝のこの意識を批判することのできなかった頼家とその官僚は、正治元（一一九九）年に再び通親らに乗じられるところとなり、失政を繰返したのである。

- ① 三長記建久六・八・十三条他。
 - ② 玉葉文治五・十一・廿八条。
 - ③ 卷第六後鳥羽、二八〇頁。
 - ④ 以上、歴代編年集成、皇代記、増鏡第一おどろのした、愚管抄巻第六土御門二八二頁、尊卑分脉第四篇村上源氏中略。
 - ⑤ 以上、貞応二年七月日園城寺衆徒等奏状、年月日欠同奏状、建久七・十・廿八延暦寺衆徒等奏状（上記三通い、ずれも寺門高僧記六所収）、三長記建久七・十一・二条。
 - ⑥ 三長記建久七・十一・十八条。
 - ⑦ 吾妻鏡文治元・十二・六、玉葉同月廿七条。上横手『日本中世政治史研究』二九九—三〇〇、三二二頁参照。
 - ⑧ 三長記建久七・十一・廿八条。
 - ⑨ 吾妻鏡建久六・十一・廿五条。田中稔「鎌倉初期の政治過程」（『歴史教育』一十一—六）二四頁。
- ⑩ 註⑤参照。

① 三長記建久七・十二・五、六各条。

② 同右建久七・十二・廿六条。

③ 第一章第一節註②参照。

④ 國書刊行会本『玉葉』文治二・二・廿七条には、「或人曰、能保女可嫁攝政之由風聞。而其事□□朝之制止停止了云々」とある。九条家旧蔵本によると、「而其事」に続く二字の内、下の字は虫食いが甚しく判読不能であるが、上の方は明らかに「依」と読めるということである。従って、「依頼」を補い、「而其事依頼朝之制止、停止了云々」と訓むのが妥当であろう。

ところで尊卑分脈によれば、能保には五人の娘があり(第一篇頼宗公孫一条、基通に嫁すことも一時考えられたこの娘は、建久二年良経と結婚した娘、または文治三年に後鳥羽天皇の乳母に上った者の何れかと同一人物と推定される。註⑦参照)。

⑤ 玉葉建久二・十一・五条。

⑥ 同右建久六・正・十一条。華頂要略百二十一天台座主記二、承仁法親王の項。

⑦ 吾妻鏡文治二年二月六日条の記載では、このとき頼朝が天皇の乳母に推薦したのは能保の妻ということになっているが、同書文治三年七月四日条には、「雑色里長爲御使上洛。是右武衛能保姫公爲御乳母。依可有參内、被遣長綱百足之故也。御家人等面々沙汰進之云々」と記している。また、玉葉建久二年十一月九日条にも「御乳母大納言三位(能保娘、未嫁之人也)」とみえているから、吾妻鏡文治二年二月六日条の検討は暫く措くとしても、実際に乳母になったのが能保の娘の方だったことは明白である。

なお、この娘は後に良経に嫁したのとは別人である。何度も述べたように良経と高能同腹の娘との婚姻が成立したのは、建久二年六月だ

ったが、天皇の乳母になったこの娘は、同年十一月現在未婚者である。それは前引の玉葉十一月九日条に、「未嫁之人也」と註していることにより確認される。

⑧ 卷第六土御門、二八三頁。

⑨ 尊卑分脈によると、能門の子として承明門院在子の姉妹に信子があり、「從二位能保卿室、後通通具。土御門院御乳母」と記している(第二篇惟孝説孝孫)。通具は源通親の二男、母は平通盛の女である。さて能保室は頼朝の妹は建久元年に逝去しているから、その後能保が信子を正妻に迎えた可能性は充分にあり、尊卑分脈の記載は故なしとし難い。若しこれが事実だとすると、能保の死去したのは建久八・九年であるから(註⑧参照)、信子と能保の婚姻が建久七年の政変以前に成立した可能性は強い。今、信子が在子と同腹か、即ち範子の所生か否かは判断しかねるが、どちらにしても一条家と通親の結びつきの一端を示すものとして興味深い。

⑩ 以上、三長記建久七・十一・廿五、廿九条。明月記建久九・正・廿八条。

⑪ この点、彼の謹嚴実直・清廉潔白・見識の高さ等々を強調する通説的兼実論(多賀宗集「藤原兼実について」、同「九条家の業績」等参照)では、覆いきれないものがある。

⑫ 玉葉文治元・十二・卅条。

⑬ 自曆記建久九・十一・十一条。

⑭ 愚管抄卷第六土御門、二八三頁。

同書は能保の死去を建久八年十月十三日としている。又尊卑分脈には建久九年十月二十三日とみえるが(第一篇頼宗公孫一条)、今は一応愚管抄の言うところを採っておく。

⑮ 詳しくは、龍肅「村上源氏の使命と通親の業績」(『鎌倉時代 下』)

参照。

②⑧ 赤松「頼朝とその娘」四〇九頁以下参照。

②⑦ 愚管抄卷第六十御門、二八三―四頁。

②⑥ 興福寺藤状所取頼朝書状（後欠）。上横手「幕府と京都」二二二頁参照。

②⑤ 卷第六十御門、二八三頁。

②④ 第三篇清和源氏。

②③ 大森『日本中世史論考』一六九―七二頁、同『武家時代之研究 第三卷』一一〇―三頁。

②② 但し、吾妻鏡正治元・六・廿六条に、「醫師時長歸洛（中略）去比雖_レ給_レ身服、相待守宮令下向、于_レ今遲留云々」とあり、大森氏が「守宮令」を宮家の役人の如き者と解して、時長がその下向を待っていたと考えているのには同意しかねる。「守宮令」とは掃部頭の唐名であり（拾芥抄 中 宮位唐名部第三）、この場合は、折節在京中の乙姫の乳母の夫前掃部頭中原親能（註④⑩参照）の鎌倉下着を待っていたのである。親能はその前日の二十五日に鎌倉に到着したので（吾妻鏡同日条）、時長は帰洛することにした訳である。

②① 玉葉建久九・正・七条。

②① 註②⑤に同じ。

②① 卷第六十御門、二八四頁。

②① 明月記正治元・二・十一、四・廿六各条参照。

②① 同右建久九・正・十一條。

②① 愚管抄卷第六十御門、二八四頁。明月記正治元・正・廿七、二・廿六各条。

②① 上横手註②⑧所引論文二二三頁参照。吾妻鏡正治元・二・一六、百練抄同年正・廿五、明月記同年正・廿、廿二各条。

②① 前述の通り、建久九年正月に後鳥羽天皇は讓位し、当時四歳の為仁が受禪している。従って過去の経緯、土御門天皇の年輪からしても、三幡が嫁す予定だったのは後鳥羽上皇である。頼朝・頼家が三幡を入内させようとした目的は、将来天皇の外祖としての地位を占めることになったのは当然であるが、それは後鳥羽天皇の讓位によって不可能になった訳ではない。後鳥羽上皇の後宮に三幡を入れ、生まれた皇子を、やがて即位させることは、決して考えられないではない。上皇宮に納った例は過去にもあったし、後白河・高倉・後鳥羽各天皇は、それぞれ鳥羽・後白河・高倉天皇の讓位後の出生であった。

②① 吾妻鏡正治元・六・卅条。

②① 同右正治元・三・廿三、五・十六各条。

②① 三幡の病は三月初旬の頃から篤くなった（吾妻鏡正治元・三・五五条）。

②① 明月記正治元・七・十條。註④⑩に同じ。

②① 頼朝が娘大姫を天皇の後妃に進めようと画策し始めたのは、遅くとも建久二（一一九二）年の春頃からである。それは文治五（一一八九）年末の戦争状態の終結後、王朝国家の恭順な侍大将に変貌した彼の心中に芽生えた、抜き難い貴族性の発露であったと理解される。ここに反後白河院政を最大の成立要件とした兼実との協力關係に、やがて亀裂を生ずる一つの弱点が作られたことになる。そこに楔を打込

結びにかえて

頼朝が娘大姫を天皇の後妃に進めようと画策し始めたのは、遅くとも建久二（一一九二）年の春頃からである。それは文治五（一一八九）年末の戦争状態の終結後、王朝国家の恭順な侍大将に変貌した彼の心中に芽生えた、抜き難い貴族性の発露であったと理解される。ここに反後白河院政を最大の成立要件とした兼実との協力關係に、やがて亀裂を生ずる一つの弱点が作られたことになる。そこに楔を打込

んだのが通親らの勢力であった。頼朝の時代の重要政務を独占し、対京都朝廷との交渉を担当していた広元・親能などの鎌倉殿側近官僚は、この入内の計画に了承を与えただけでなく、むしろ積極的にその具体化に奔走した。もともと下級貴族の出身である彼らには、反対阻止する理由などみづからなかったであろう。彼らもたらした政治知識と人間関係は、草創期の幕府に必要不可欠のものであったことは否めない事実であり、その功績も大きい。しかしその政治知識と人間関係は、同時に旧中央官人たる彼らの持つ限界でもあったのである。やがて建久七(一一九六)年の政変の結果は、頼朝に兼実の失脚を見過したことへの失敗を痛感させたであろうが、その根源を作った自分の意識と行動とに迄は自省するところがなく、大姫の死後は次女の入内を希望し、それは頼家に受継がれた。そして正治元(一一九二)年に再び通親らに利用され、幕府は益々困難な立場に立たされることになったのである。

このような失政を繰返す源氏将軍とその側近の動静は、次第に一般御家人の支持を失うことになり、鎌倉殿独裁体制の崩壊と在地領主層の利害を巧に利用した北条氏の擡頭

とを容易にしたと考えられる。

最後に一瞥しておきたいのは、斯かる京都政界へのめみえる影響力の低下と、幕府内部の支配についての関係である。即ち、建久三年(一一九二)年にかけての時期は守護地頭制及び鎮西奉行の機構が整備され、西国御家人に対する統制が進められるなど、着々と幕府の支配強化が行なわれた期間であるというが、一方で朝政に対する発言力を低下させつつある幕府に何故そのようなことが可能であったかという問題である。とりわけ頼朝が丹後局や通親らの歡心を得るのに腐心し、兼実に冷淡な態度を以て接した建久六(一一九五)年の頼朝上洛中に、鎮西奉行武藤資頼の地位が公家制度上も合法化する交渉が行なわれ、一層の強化をみたらしいことは、^①その意味に於て興味深いものがある。もとよりこれらの諸点は何れも幕府の支配機構の拡充強化であって、在地領主制そのものの拡大であった訳ではない。地頭の莊園侵略は朝廷は勿論、幕府にとっても好むところではなく、幕府の支配機構を強化拡大して頼朝が在地領主を確固たる支配の下に置き、その莊園侵略を抑止してくれることは、反幕派と親幕派、院政派と反院政派、反兼実派

と兼実派などの対立を超えて、朝廷貴族に共通の利益をもたらしたはずである。つまり、幕府の在地領主に対する支配の強化は、それが行なわれるが故に不可避的に京都朝廷側の反発を惹起する、といった性格のものではない。さればこそ、頼朝の朝政介入の途が如何に閉ざされようとも、丹後局・通親らの旧院勢力の歛心をかう必要があったとしても、そのような政治的情况の掣肘を受けることなく、幕府は着々と支配強化を進めたと考えられる。恐らくそれは、建久元（一一九〇）年以後にもたらされた公武の融和的關係の中で、頼朝に与えられた諸国惣守護権の具体化であり、大胆な推測が許されるとすれば、朝の大將軍たる頼朝

が朝廷の忠実な侍大將としての立場を守る限り、彼が当然果たすべき職務として、京都の貴族社会全体が容認し、むしろ期待したものですらあったと理解したのである。

① 石井進『日本中世国家史の研究』I第一章第三節鎮西奉行の成立。

〔附記〕 小論の脱稿後、『鎌倉遺文 古文書編第一巻』が公刊された。

玉葉・吾妻鏡等記録所収文書の原本、その他同書によって初めて広く一般に知られるようになった史料も少なくないし、小論に於て触れる必要があると考えられる文書も存する。しかしながら、既に最終校正の段階では技術的にも困難であるし、今のところ論旨を変更する必要もないと思うので、今回は原稿に手を加えずにおいた。

（京都大学大学院学生）

Kamakura's Relation with the Court in Kenkyu Period

by

T. Sugihashi

The aim of this paper is to illustrate the political aspect of the shogunal regime in Kamakura during the Kenkyu period (1190-1196) to which our historians attached little importance in their historical writings. To begin with, the matrimonial relation between the imperial court in Kyoto and this military government in the east had been foretold earlier than was supposed. This change of policy of the shogunate was brought about by the peace of 1189 which ended the state of war, but at the same time it was put forward by Yoritomo himself who had already become an aristocratic figure in the court circle keeping friendly relation with Fujiwara Kanezane, the courtly magnet of the period. Even the political crisis of 1196 did not stop the pursuit of this line of policy which was in turn succeeded by Yorie. The result was another crisis of 1199.

These failures, however, led to the dissatisfaction of the retainers who had once supported the Minamotos and undermined their dictatorial structure. They had to meet with the rise of the Hojos and even more difficulties in their relation with Kyoto.

Wei Yüan 魏源: His Political and Economic

(ching-shih 經世) Thought

by

T. Ohtani

Modern Chinese history began with the defeat of the Opium War. Here I will study the political and economic thought of Wei Yüan who, in this crucial period, tried to awaken the people to the internal and external danger of China, and proposed many reforms. He urged the necessity of the reform of the institutions based on a doctrine of "Wei-